

郵送による福祉医療費受給資格の変更・喪失の届出について

1 届出が必要な主な場合

- ◇ 福祉医療費受給資格者の住所、氏名が変更となったとき
- ◇ 加入している健康保険が変更となったとき
- ◇ 前橋市外へ転出するとき
- ◇ 福祉医療費受給資格者が死亡したとき

2 申請に必要な書類

- ◇ 福祉医療費による医療の受給資格(変更・喪失)届書
⇒ 申請書の様式はホームページからダウンロードできます。
- ◇ 申請する方の健康保険証の写し
- ◇ 福祉医療費受給資格者証(健康保険の変更による届出の際は不要)

3 福祉医療費受給資格者証について

新たな住所、氏名が記載された「福祉医療費受給資格者証」は、おおよそ1週間ほどで郵送交付となります。

4 受給資格喪失後の受診について

転出などにより福祉医療費受給資格が喪失された後、前橋市の福祉医療費受給資格者証を提示して保健医療機関等を受診された場合、福祉医療費として助成された医療費は本市への返還が必要となりますのでご注意ください。

5 県内市町村へ転出する方へ

県内市町村へ転出される場合、転出先で福祉医療費受給資格の認定申請を行う際に前橋市から発行される「福祉医療費受給資格者証交付状況証明書」が必要となります。上記2に記載のある必要書類のほかにも、「福祉医療費受給資格者証交付状況証明書交付申請書」も提出いただきますようお願いいたします。

6 申請書の提出先及び問い合わせ先

〒371—8601

群馬県前橋市大手町二丁目12番1号

前橋市役所 国民健康保険課 医療給付係 福祉医療担当 宛